

保険料軽減措置を見直します 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度の医療費は、高齢化社会の進展により増加している中、一定の人の保険料については、本来あるべき保険料額から更に負担を抑える特例措置が続けられています。

そのため、平成29年度からこの特例措置を段階的に見直していくことになりました。具体的な軽減内容や改正箇所は、次のとおりです。

詳しくは、窓口サービス課（☎47-8140）または、岐阜県後期高齢者医療広域連合（☎058-387-6368）へ。

被用者保険の被扶養者の保険料「均等割額」の軽減

被用者保険の被扶養者の保険料「均等割額」軽減割合が、右表のとおり変更になりました。

なお、保険料「所得割額」の負担はありません。

区分	軽減率
平成28年度	9割軽減
平成29年度	7割軽減
平成30年度	5割軽減
平成31年度	資格取得後2年を経過する月まで5割軽減

※被用者保険…協会けんぽ・健康保険組合・船員保険・共済組合の公的医療保険の総称（国民健康保険・国民健康保険組合は含まれません）

保険料「所得割額」の軽減

基礎控除後の総所得金額などが58万円以下の人「所得割額」軽減割合が、右表のとおり変更になりました。

区分	軽減率
平成28年度	5割軽減
平成29年度	2割軽減
平成30年度	軽減廃止



保険料「均等割額」の軽減

保険料「均等割額」の負担について、下表のとおり、5割軽減、2割軽減の対象になる人の判定基準額を拡大しました。

軽減割合	世帯（被保険者および世帯主）の平成28年中の総所得金額などの合計額
5割軽減	「33万円（基礎控除額）+27万円×世帯の被保険者数」以下の世帯（26.5万円から27万円に判定基準額を拡大）
2割軽減	「33万円（基礎控除額）+49万円×世帯の被保険者数」以下の世帯（48万円から49万円に判定基準額を拡大）

※均等割額軽減判定時の総所得金額などは、各収入から必要経費や控除額を差し引いた所得金額の合計額です。ただし、譲渡所得は特別控除前の金額となるほか、専業専従者控除の適用はなく、専従者給与額は、事業主の所得に合算されます。また年金所得は年金収入から公的年金等控除額と特別控除15万円（65歳以上の人のみ適用）を差し引いた金額となります。

※軽減判定日は、4月1日または資格を取得した日となります。

地球温暖化防止に貢献 グリーン電力証書を交付



住宅の太陽光発電設備により発電された電力の環境価値を企業が買い取る「グリーン電力活用推進事業」。その環境価値を買い取った事業者に対し、3月27日に「グリーン電力証書」を交付しました=写真=。

購入事業者は、イビデン(株)、(株)三進、太平洋工業(株)、日本合成化学工業(株)、フタムラ化学(株)の5社で、この証書によって二酸化炭素を排出しない電気を利用したと見なされ、地球温暖化防止に貢献したと評価されます。

総合計画に関する満足度などを調査

市民アンケート調査にご協力を

市は、第五次総合計画に掲げた取り組みに対して、市民の皆さんが感じている満足度や重要度などを把握するためのアンケート調査を行います。

4月中旬に、無作為に抽出した1,400人に調査票を郵送しますので、皆さんのご協力をお願いします。

詳しくは、地域創生戦略課（☎47-8216）へ。

※調査内容／第五次総合計画の基本施策に対する満足度・重要度など

※回答期限／5月15日（月）

※回答方法／調査票を、同封されている返信用封筒で返送（切手不要）

※備考／無記名によるアンケート方式で、結果は統計的に処理します



審議会を傍聴してみませんか

都市計画景観審議会		担当：都市計画課（☎47-8694）
4/24（月）	13:00～15:00	市役所3階合同委員会室
・大垣都市計画と畜場（大垣食肉供給センターと畜場）の変更について ほか		

まちづくりにあなたの声を —各種審議会の市民委員を募集—

市は、開かれた行政を推進するため、審議会の市民委員を下表のとおり募集します。応募できるのは、国・地方自治体の議員および常勤の公務員以外の、市内在住・在勤・在学の人です。応募書は、各課で配布または市HPからダウンロードすることもできます。

	①保健推進協議会	②環境審議会	③まちづくり市民活動育成支援推進委員会	④男女共同参画推進審議会
応募資格	20歳以上（平成29年7月1日現在）	20歳以上（平成29年7月1日現在）	18歳以上（平成29年7月1日現在）	20歳以上（平成29年7月1日現在）
予定任期	7月1日～平成31年6月（2年間）	7月1日～平成31年6月（2年間）	7月1日～平成31年6月（2年間）	7月1日～平成31年6月（2年間）
活動内容	第二次地域保健計画の進捗状況および、健康づくりに関する事項を審議	環境基本計画などの進捗状況および環境の保全に関する事項を審議	市民活動を支援する施策や助成などの審議・助言	男女共同参画プランの進捗状況などを審議
募集人数	2人	2人程度	3人以内	2人
応募方法 ※意見・提案は、様式自由	応募書と健康分野に関する意見・提案（400字程度）を保健センター（☎503-0903 東外側町2-24、e-mail:hokensenta@city.ogaki.lg.jp）へ	応募書と環境をテーマにした意見・提案（400字程度）を環境衛生課（☎503-8601 丸の内2-29、e-mail:kankyouseika@city.ogaki.lg.jp）へ	応募書と「市民活動によるまちづくり」をテーマにした小論文（400字程度）を市民活動推進課（☎503-8601 丸の内2-29、e-mail:shiminkatsudou@city.ogaki.lg.jp）へ	応募書と「男女共同参画社会について～私の取り組み～」をテーマにした意見・提案（400字程度）を男女共同参画推進室（☎503-8601 丸の内2-29、e-mail:danjo@city.ogaki.lg.jp）へ
応募締切	5月19日（必着）	5月19日（消印有効）	5月19日（消印有効）	5月19日（消印有効）
問合せ	保健センター（☎75-2322）	環境衛生課（☎47-8563）	市民活動推進課（☎47-7169）	男女共同参画推進室（☎47-8549）